

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

令和 3 年 6 月 2 日現在

機関番号：15401

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2020

課題番号：17K04186

研究課題名（和文）ファミリーホーム制度研究 家庭養護を中心とした新しい児童福祉体系の構築

研究課題名（英文）Research on the Family Home System in Japan: Building the New Child Welfare System

研究代表者

園井 ゆり（SONOI, YURI）

広島大学・人間社会科学研究科（総）・准教授

研究者番号：40380646

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、ファミリーホーム（FH）制度発展のための効果的实践方策を、FHの養育者における意識的要因とFH制度における要因において分析し、提言することである。意識的要因の分析からは、新規養育者の開拓は、社会的養護経験を持ち、要保護児童の福祉を重視する者を開拓すること、制度的要因の分析からは、FH制度は障害児等、養育困難な児童の養育制度として機能していることから、経済的・人的支援制度を拡充する必要があることが指摘できる。最終的に、本研究では要保護児童の福祉増進を目的とする、パーマネンシー理念に基づく児童福祉体系を構築した。本体系下でFH制度は高年齢児等の養育に有効な制度として位置づけられる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では次の点を解明した。第1に、FH制度は特に高年齢児、障害児、きょうだい児の養育に有効な制度であることが明らかになった。FHの養育者は社会的養護経験を持つため、FHは高年齢児や障害児等、比較的養育が難しい児童の養育において有効である。また、FHは定員が多く、家族再統合を促すきょうだい児の委託においても有効である。第2に、本研究ではパーマネンシー理念に基づく児童福祉体系を構築し、家庭養護制度間の関連性を示した。家庭復帰見込みのない児童の委託においては、まず養子制度を活用する。次に養子縁組の見込みのない児童については、低年齢児の場合は里親制度を活用し、高年齢児の場合はFH制度を活用する。

研究成果の概要（英文）：This study explores the effective measure for the development of the family home care system in Japan. The family home care system was introduced in Japan in 2009 to increase the number of children who are placed in family-based care surroundings. Using the in-depth interview with 40 carers in the 25 family homes, this study reveals two main aspects of family home care. One is the institutional aspects of family home care. One of the key advantages which the family home care can offer is caring for sibling groups together in the same family home. Also, since family home carers have the appropriate skills and experience in caring for looked after children, the family home care placement is of benefit especially to foster teens. The other is the motivational aspects of family home carers. The study suggests that the motivations to become family home carers are based on altruism and the sense of reward. I concluded that the family home care promotes well-being of looked after children.

研究分野：社会学

キーワード：ファミリーホーム制度 社会的養護 児童福祉 パーマネンシー理念

1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究の学術的背景

本研究は平成 28 年度終了の「特別養子制度研究——児童福祉理念の新たな構築とその社会的意義」の継続研究として計画したものである。申請者はこれまで科学研究において社会的養護を必要とする児童（以下、要保護児童）の福祉増進分析を行い、家庭養護の一環である特別養子制度と里親制度の社会的位置づけについて検証を行った。日本では約 4 万人いる要保護児童のうち、約 8 割が施設養護のもとで養育され、家庭養護のもとで養育されている児童は約 2 割に過ぎない。家庭養護のもとで養育されている児童の割合は、近年増加傾向にあるものの、依然として要保護児童の養育は施設養護が中心である。家庭養護を促進するため、2008 年に創設された「ファミリーホーム制度」（小規模住居型児童養育事業）（以下、FH 制度）は、制度創設以来、事業所数、委託児童数とも増加傾向にある（表 1 参照）。しかし、FH を運営する養育者（以下、養育者）の要保護児童に対する理解度や FH 制度に対する認識度の分析、FH 制度と里親制度との機能的区分や、FH 制度の児童福祉体系下における位置づけに関する分析は十分とはいえない。本研究の目的は、ファミリーホーム制度発展のための効果的実践方策を、養育者の意識に関する側面（以下、意識的要因）と FH 制度に関する側面（以下、制度的側面）から分析し、提言することである。本研究は、上記目的を、養育者に対する聞き取り調査を通して解明した。

表 1 FH 事業所数、委託児童数と全要養護児童中、家庭養護のもとにいる児童割合

年	FH 事業所数	FH 委託児童数（平均委託児童数）	全要養護児童中、家庭養護のもとにいる児童割合（％）*
2009	49	219（4.5）	10.5
2014	257	1,172（4.6）	13.4
2019	417	1,660（4.0）	20.1

（注）\* 家庭養護のもとにいる児童とは、里親委託児童、養子縁組児童、FH 委託児童の合計。

(2) 先行研究の分析

本研究では先行研究（Benesh and Cui 2017; Font, et al. 2018; Moyer and Goldberg 2019 他）における不備を以下の 3 点に要約した。第 1 に、「意識的要因」に関する従来研究においては、養育者の要保護児童に対する理解度の検討および 多人数養育に対する養育者の負担感の検討が不十分である。また、養育者の FH 制度に対する認識度の分析についても十分とはいえない。即ち、FH には高年齢児や障害児など養育が比較的難しい児童が委託される傾向にあることから、これらの児童に対する養育者の理解度の検討は不可欠である。また、FH の委託児童定員は 5～6 人と規定されており比較的多い。従って、養育者の、多人数養育に対する負担感の検討は重要である。さらに、FH では補助者を雇用することとなっているが、養育者と補助者の役割について明確な規定はなく、養育者の FH 制度に対する認識を明らかにする必要がある。

第 2 に、「制度的要因」に関する従来研究においては、FH 制度と里親制度との機能的区分が不明瞭である。養育者に対する支援制度についての検討も十分ではない。また、家庭養護体系下における FH 制度の機能に関する分析も不十分である。即ち、FH は多人数の児童を養育する経験豊富な里親を事業形態化した制度と位置づけられ、里親制度の発展形態と把握できる。

しかし、FH では補助者を雇用する点、また FH は、里親等が養育者となり行う場合（以下、個人型 FH）と児童養護施設運営法人等が養育者となり行う場合（以下、法人型 FH）の 2 形態がある点において、FH 制度は里親制度と形態上異なる。従って、両者の機能も異なるが、両者の機能的区分は不明瞭である。さらに、FH への委託児童は中高生等の高年齢児が多く、養育者は高年齢児等の養育において支援を必要とするが、養育者支援体制は十分整備されているとは言い難い。また、FH 制度が他の家庭養護制度である里親制度や養子制度といかなる機能的連関を持つかも十分解明されていない。

第 3 に、従来研究では、FH 制度の児童福祉体系下での位置づけ及び機能についての検討が不十分である。本研究では家庭養護を児童養護の前提とし、児童に対して安定的、継続的な養育者及び養育環境を保障するパーマネンシー理念という考え方を提示し、当該理念を基盤にした児童福祉体系を構築する。その上で本体系下における FH 制度の位置づけ及び機能を提言する。

## 2．研究の目的

本研究の目的は、1 で述べた先行研究における不備を修正補完するため、FH を運営する養育者に対する聞き取り調査を中心に行い、以下の 3 つの仮説を検証することである。

### (1) 仮説 1. FH 制度発展のための意識的要因の検証

標記につき以下の仮説を証明する。養育者になった動機が要保護児童の福祉増進のため、という道徳的使命感に基づく養育者は、高年齢児や障害児の養育について理解が深く、委託児童数が多いにも関わらず、養育負担感が少ない。次の基本的認識を持つ養育者——養育者とは、親役割を担い、要保護児童の社会化を責任をもって行う。補助者とは主に家事補助等、養育者の養育を補助する役割を担う——は、FH 制度を、要保護児童の社会化という家族機能を遂行する制度として理解する。

### (2) 仮説 2. FH 制度発展のための制度的要因の検証

標記につき以下の仮説を証明する。FH 制度は高年齢児や障害児等、養育困難な児童の養育において活用し、里親制度は乳幼児や低年齢児等、養育が容易な児童の養育において活用する。特に、法人型 FH へは法人本体からの支援が見込まれるため、より養育困難な児童を委託する。

養育者は児童の養育に関し、委託終了後も経済援助を含めた支援制度を必要とする。要保護児童の委託順は、児童に養親との法的親子関係を保障するという点で養子制度を最優先する。養子縁組の可能性がない場合、低年齢児に関しては里親制度を活用し、高年齢児に関しては FH 制度を活用する。

### (3) 仮説 3. FH 制度発展のための分析と提言、及びパーマネンシー理念に基づく児童福祉体系の提示と展望

仮説 1,2 の検証結果から FH 制度発展のための分析と提言を行う。本研究では要保護児童の福祉増進を目的とするパーマネンシー理念を提示し、本理念に基づく児童福祉体系を構築する。本体系下において、FH 制度は、特に高年齢児や障害児の養育を行う上で有効な制度として位置づけられる。

## 3．研究の方法

### (1) 研究計画

本研究課題は、当初 3 年間（平成 29～令和元年度）での研究を計画したが、特に以下で述べる児童福祉体系の構築課題の解明（令和元年度の課題）に関し、さらなる分析が必要となったた

め、研究期間を1年間延長し、これを行った。本研究課題の解明は、各年度に設けた以下の小課題を調査研究することにより達成した。平成29年度においては、FH制度発展のための「意識的要因」課題の解明を行い、仮説1の検証を行った。平成30年度においては、FH制度発展のための「制度的要因」課題の解明を行い、仮説2の検証を行った。令和元年度においては、FH制度発展のための分析と提言、及びパーマネンシー理念に基づく児童福祉体系の提示とその展望についての分析を行い、仮説3の検証を行った。期間を延長した令和2年度においては、特に18歳以降の措置解除後の児童の自立支援に対し、FH制度が果たす役割についての分析を行い、本分析をふまえた上で、児童福祉体系を構築した。

#### (2)研究方法

本研究では、下記調査対象地域における里親会ないしFH協議会に所属するFHの養育者に対する聞き取り調査を中心に行い、本研究課題の解明を行った。本研究は、平成28年度終了の「特別養子制度研究——児童福祉理念の新たな構築とその社会学的意義」の継続研究として計画したものである。申請者は、これまで里親、養親に対する聞き取り調査を平成21年度開始の科学研究時より開始している。従って、本研究では、これまでの科学研究遂行時より調査協力を得る、札幌市、北海道及び九州地域の里親会、FH協議会から調査協力を得たほか、新たに近畿地域のFH協議会から調査協力を得、FHの養育者を対象にした聞き取り調査を実施した。調査概要は以下の通りである。調査対象者は、個人型FHの養育者及び法人型FHの養育者である。調査方法は半構造化面接法に基づいた。調査場所は、主に養育者の各家庭内にて実施した。

### 4. 研究成果

#### (1) 調査結果の概要

本研究のこれまでの調査実施概況については以下の通りである。本調査は日本社会学会倫理綱領を遵守し実施した。調査地域は主に北海道、近畿、九州地域であり、調査対象者はFHの養育者である。第1に、本調査の全体的傾向についてみると、調査対象は25のFH（個人型20、法人型5）における40人のFH養育者である。ホームの形態としては「夫婦ともに専業（雇用された夫婦を含む）及び補助者」が最も多い（13ホーム）。FHの開設年は、2009～2014年までに開設したホームが15ホームであった。本調査結果においてはFHの制度化後、約5年間に過半数のFHが開設されていた。養育者の平均年齢は夫婦ともに50代が中心である。過半数のホーム（14ホーム）が12年以上の社会的養護経験を持つ養育者により営まれていた。FHの養育者になった動機については、約7割の養育者が要保護児童の福祉増進のため、と回答した。補助者については1ホームあたり平均2.4人の補助者を雇用していた。

第2に、委託児童の傾向についてみると、委託児童総数は125人で、1ホームあたり平均委託児童数は4.9人であった。男児が若干多く（54.4%）、委託児童の平均年齢は約11歳である。

約4割の児童に発達障害等の障害があり、17ホームがきょうだい児を委託していた。以上が本調査の概要である。このうち、特に、ホームの形態、養育者の平均年齢、平均補助者数、平均委託児童数等は、先行研究と同様の傾向を示す（みずほ情報総研株式会社 2016）。

以上から、FH制度は概して高年齢児、障害児、きょうだい児の養育を、経験豊富な養育者が行う制度として有効に機能する点が指摘できる。特に、きょうだい児を、委託児童定員の多いFHで養育することは、家族の再統合の観点からも有益である。また、法人型FHの場合は、例えば、養育者が所属する法人の職員が、必要に応じて養育者の養育を支援する等、法人本体から養育支援を得ることが可能であることから、個人型FHに比べ、養育が比較的難しい児童が委託される傾向にあることも確認できた。なお、本調査については、新型コロナウイルス感染防止のため限

定的な実施となったことから今後も引き続き本調査を継続予定である。

#### (2) 仮説 1. FH 制度発展のための意識的要因課題の検証結果

意識的要因課題の検証結果からは、次のことが明らかになった。即ち、特に養育者を新規開拓する際は、養育者の動機が、要保護児童の福祉増進のためという道徳的使命感に基づく場合を重点的に開拓することが有効である。このような養育者は、高年齢児や障害児など、養育が比較的難しい児童の養育についても理解が深い傾向にあった。またFHは委託児童数は多いが、特にきょうだい児を含むFHの場合は、養育者がそれほど養育負担を感じていない状況がうかがえた。きょうだい児を含まないFHの場合においても、補助者を増員する等、養育者に過度な養育負担がかからないように養育環境を整備する状況がうかがえた。またFH制度における養育者と補助者の役割を明確に区別し認識する養育者は、FH制度を、要保護児童の社会化を遂行する制度として理解していた。従って、このような認識を持つ養育者の開拓も有効であることが指摘できる。

#### (3) 仮説 2. 1 FH 制度発展のための制度的要因課題の検証結果

制度的要因課題の検証結果からは、次のことが明らかになった。即ち、FH制度は特に高年齢児、障害児、きょうだい児の養育を行う制度として機能しており、FHの養育者は、児童の養育に際して特に経済面、人的面で支援を必要とすることが明らかになった。従って、経済的支援については、学校生活関連費（通学費、部活動費、交際費等）や、特に大学等へ進学希望の児童に対する長期的な経済支援制度（入学金や授業料等を援助する制度等）を拡充すること、また人的支援については、例えば障害児養育について経験豊富な補助者を、養育者が利用できる制度を構築する等、補助者制度をさらに拡充することが有効であることが指摘できる。

#### (4) 仮説 3. FH 制度発展のための分析と提言、及びパーマネンシー理念に基づく児童福祉体系の提示とその展望

仮説1,2の検証から、本研究では最終的に要保護児童の福祉増進を目的とする、パーマネンシー理念に基づく児童福祉体系を構築した。すなわち、委託児童に対し、安定的、継続的な養育者及び養育環境を提供するため、第1に、FHは社会的養護経験の豊かな養育者によって担われること、第2に、できるだけ同一のFHにおける同一の養育者が児童を安定的に養育できるようにFHに対する支援体制（特に18歳以降の措置解除後の児童に対する養育支援も含む）を整備すること、第3に、特に実親家庭復帰の見込みのない、要保護性の高い児童の委託については次の順で委託することを提案する。要保護児童の委託順は、養子縁組の可能性のある児童については、養子制度を最優先する。養子制度は児童に対し養親との法的親子関係を保障するため、養子制度の可能性をまず検討する。養子縁組の可能性がない児童については、低年齢児童（乳児や幼児等）については里親制度を活用し、高年齢児童（中高生等）についてはFH制度を活用する。

#### 主要参考文献

- Benesh, Andrew S., and Ming Cui. 2017. "Foster Parent Training Programmes for Foster Youth: A Content Review." *Child & Family Social Work* 22(1) : 548-59.
- Font, Sarah A, Lawrence M Berger, Maria Cancian, and Jennifer L Noyes. 2018. "Permanency and the Educational and Economic Attainment of Former Foster Children in Early Adulthood." *American Sociological Review* 83(4) : 716-43.
- Moyer, April M., and Abbie E. Goldberg. 2019. "Foster Youth's Educational Challenges and Supports: Perspectives of Teachers, Foster Parents, and Former Foster Youth." *Child and Adolescent Social Work Journal* 37(2) : 123-136.
- みずほ情報総研株式会社. 2016. 『ファミリーホームの養育実態に関する調査研究報告書』.

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 4件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 5件）

1. 著者名 園井ゆり	4. 巻 1
2. 論文標題 ファミリーホーム制度と仮親概念に関する社会学的研究	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 総合科学研究	6. 最初と最後の頁 89-108
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.15027/50561	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 園井ゆり	4. 巻 16
2. 論文標題 18世紀イギリスにおけるロンドン・ファウンドリング・ホスピタルに関する社会学的一考察	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 社会文化論集	6. 最初と最後の頁 33-54
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.15027/49756	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 園井ゆり	4. 巻 71
2. 論文標題 書評：野辺陽子著『養子縁組の社会学 日本人 にとって 血縁 とはなにか』	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 社会学評論	6. 最初と最後の頁 158-160
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 園井ゆり	4. 巻 14
2. 論文標題 トマス・コアラムと18世紀イギリスにおけるロンドン・ファウンドリング・ホスピタル	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 環境科学研究	6. 最初と最後の頁 37-57
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.15027/48892	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 園井ゆり	4. 巻 61
2. 論文標題 ファミリーホームに関する社会学的研究 その形態と機能及び社会学的位置づけ	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 活水論文集	6. 最初と最後の頁 69-96
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

[学会発表] 計5件(うち招待講演 0件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 Yuri Sono
2. 発表標題 The Social Background of the Infant Mortality Rate at the London Foundling Hospital in the 18th Century
3. 学会等名 第6回西欧思想研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Yuri Sono
2. 発表標題 Thomas Coram's Motivation for Setting up the London Foundling Hospital
3. 学会等名 第4回西欧思想研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Yuri Sono
2. 発表標題 Changing Social Attitudes towards the London Foundling Hospital from the Standpoint of Its Admissions History
3. 学会等名 第3回西欧思想研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Yuri Sonoï
2. 発表標題 The Poor Law System and Pauper Children in 18th-Century London
3. 学会等名 第2回西欧思想研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Yuri Sonoï
2. 発表標題 Thomas Coram and the Foundling Hospital: Children in Care in 18th-Century Britain
3. 学会等名 第1回西欧思想研究会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 園井ゆり、浅利宙、倉重加代編	4. 発行年 2022年
2. 出版社 九州大学出版会	5. 総ページ数 220
3. 書名 第4版 家族社会学 基礎と応用	

〔産業財産権〕

〔その他〕

園井ゆり. 2020. 「近代家族の成立とその社会的背景」 『知を鍛える 広大名講義100選』 広島大学.
---



6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関			
英国	Bodleian Libraries, University of Oxford			
USA	Boston University	Harvard University		